

**問 2**

産業医に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。  
ただし、産業医の選任の特例はないものとする。

- (1) 産業医を選任しなければならない事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場である。
- (2) 常時使用する労働者数が2,000人を超える事業場では、産業医を2人以上選任しなければならない。
- (3) 重量物の取扱い等重激な業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- (4) 産業医が、事業者から、毎月1回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることができる。
- (5) 産業医は、労働者に対する衛生教育に関することであって、医学に関する専門的知識を必要とする事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告することができる。

**問 2**

(産業医)

**解 説**

- ① 正しい。産業医を選任しなければならない事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場である。(安衛令第5条)
- ② 誤り。産業医を2人以上選任しなければならぬのは、常時使用する労働者が3,000人を超える事業場である。(安衛則第13条第1項第4号)
- ③ 正しい。重量物の取扱い等重激な業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

※ 専任である必要はない。(安衛則第13条第1項第3号)

- ④ 正しい。産業医が、事業場から、毎月1回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ている時は、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることができる。(安衛則第15条)
- ⑤ 正しい。産業医は、労働者に対する衛生教育に関する事項について、医学に関する専門的知識を必要とする事項について、総括安全衛生管理者(や事業者)に勧告することができる。(安衛法第13条第5項)

**試験対策ポイント****1****① 産業医の専属**

常時1,000人以上の労働者を使用する事業場、有害業務(安衛則第13条第1項第3号に掲げる業務)に常時500人以上の労働者を従事させる事業場。

**② 2名の産業医**

常時3,000人を超える労働者を使用する事業場。

**2****■職場巡視の頻度**

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、巡視の頻度が月1回から2か月に1回以上にすることができる。

- ① 衛生管理者が行う作業場の巡視の結果情報
- ② 労働者の健康を保持する必要な情報等であって、衛生委員会等の調査審議を経た情報
- ③ 時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超えた労働者の労働時間に関する情報
- ④ 変更には事業者の同意が必要

## ■ 労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- ・多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ・多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ・ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ・異常気圧下における業務
- ・削岩機、鉛打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ・重量物の取扱い等重激な業務
- ・ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- ・坑内における業務
- ・深夜業を含む業務
- ・水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物質を取り扱う業務
- ・鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ・病原体によって汚染のおそれがあるが著しい業務
- ・その他厚生労働大臣が定める業務

## 問3

衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 卫生委員会の議長を除く委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (2) 卫生委員会の議長は、原則として、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した委員がなるものとする。
- (3) 事業場に専属ではないが、衛生管理者として選任している労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (4) 作業環境測定を外部の作業環境測定機関に委託して実施している場合、当該作業環境測定を実施している作業環境測定士を、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 卫生委員会の付議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関することが含まれる。

## 問3 (衛生委員会)

### 解説

- ① 正しい。衛生委員会の議長を除く委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(安衛法第18条第4項)

## 解答(2)